Awo yagi no, yeda ni kaka reru, haru-same wa ;
ito mote nuke ru, tama ka tozo miru.（下に譯あり）

女學雜誌第拾八號目次

社說。妻は夫を知り夫を稗くべし●新報。數件●叢話。和歌の說。婦女高名鏡。各國婦人の有樣。西洋の女敎●佳傳。尼崎りや子の傳附圖●寄書。山田淳子の君のおまへにまをそ●問答。白拍子の答。入道の答。くしからがひをさそ問。猶子冠者部屋人女房等の問●諸廣告

三月十五日

あをやぎのえだにかゝれるはるさめは
いともてぬけるたまかとぞみる

●國々のなまり（其一）

●嫁と云ふとを出羽信濃などにてはムカサレと云ひ薩广にてはは御前ムカヒと云ふ●醜き女を譏る詞は西國にてはブッチャウヅラと云ふ東國にては腹立つ顏をうく云ふなり●女色の事を丹波丹後にて智音と云ひ父母の許さゞる妻をチイン女房と云ひ長崎にてシヤンスと云ひ同所丸山にてガツと云ひ九州及中國にてチカヅキと云ひ薩广にても亦たチカヅキと云ひ奥州にてはナラビと云ひ南部にてはケイヤク出羽の秋田にてはハナグル東京にてイロ播广にてゲンサイ●可愛らしいと云ふとに下總信濃にてはツボイ越后奥羽にてメゴイ津輕にてイズイ武藏の田舍にてムギコイ上總房州及び四國にてムゴイ上野にてイゲチナイ肥前及び薩广にてムザウと云ふ皆なカワユイとの意なり

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

女學雜誌第拾八號（明治十九年三月十五日）

●社説

○妻は夫を知り夫を裨くべし

妻と夫は一体なり夫の妻を愛して何事にもその相談がたきとぞべきことは勿論にて今の如く之を婢の如く雇人の如く取扱ふは尤も不可なる理しば〱論じて遺すところなき程なれども今ま亦た妻の一方より言ふときも妻また夫を愛し夫を裨け艱難にも之に從ひ憂苦にも之に從ひ万事万端みな夫と共にすべきことは同じく明白なる理なり

そも〱夫は外に働き妻は内を守るの務あるものなり内には鬼少くして外には惡魔多し如何ほどに困難なる家内なればとて之を世間他人の不親切なるに比ぶれば尚ほ宜しき所あるべきは言ふまでもなきことゆゑ内を守る妻の心配は外に出て此等の惡魔と取引し此等不親切の人と交際する夫の憂苦に比ぶれば雲と泥との相違あるべし左れば西洋の女學士某の言にも男子の城郭は其の家なり家を出づれば困難の風四方より之を圍む内に入らせて慰るはたゞ妻の心切のみとは實に穿ち得たる名言ならん夫をして如此く外に苦しませ乍ら妻は家内に留守して何の仕事もなく煮炊はお三に任せ水汲は權助に托し甚しきは夫腹を空しうして外に勞働すると思はで已れは先づ夕飯を畢り更に太甚しきは夫終日の苦に堪えて夜晩く歸ると已れは先づ床に入りて眠るなんど不都合の極みなりと云ふべし夫を待つもの、腹如何程に餓えたりとも尚ほ食らべで外に働く夫の苦勞に比べては固より辛棒すべきことなり如何に事なくて眠を催すの苦しければとて終日働きつゞけて晩く歸る夫の身を思はゞ股に錐さすとも忍耐して目をさまし待つべき筈なり然るに實際に此の心得ある妻婦の多からざるは甚だ歎くべきことにて吾人は彼の女權を束縛するものに對して女の爲め論辨すると共に今は男子に代りてかゝる不心得の妻婦に對し大に戒むるところ莫る可らず

此等は尚ほ瑣事なれども尚ほ太甚しきは夫大事業の爲め國家万民の爲に大に憂ふるとき妻はその憂を分ちて夫をなぐさめんとはせず反つて之を非り之を愚とし夫をして其の志を落さしめんとする者の婦妻に多きことなり赤穂四十七士ほどのもの、妻にしても夫を勵まし夫を裨るもの、少ければこそ其の本望を家内に告ぬほどの契約をも必要とすることとなりたるなれ之を若しナポレオンの夫人が夫に從て千軍万馬の間に奔走したるほどの心得ある者のみならしめば何人も皆な之を其の家内に相談すべき由に評議したるなるべし我國の婦人細君の心得方古今如此く誤り居

りたれバ左てハ夫に輕ろしめられ男子に卑しめられて夫婦一体の處置と受るあたハざることとなりたるなり其の元因を推せバもとより壓制束縛の余習として女子に敎育を授けざりしゆゑとハ云へ女も亦た其の能ひ得べき丈けに自ら心得を養ひ若くハ其の娘に敎ゆるなどの事を爲さゞりし過ちよよるとなるべし希くは今の婦妻がた並びに后にハ夫よ從ふべき今の娘孃がたよく〳〵此事と心得よく夫を知り夫を輔けて夫よ志を爲させ夫に大事業を遂げさせ玉ふべし

昔し大公望ハ其賢を養ひて明君に用ひらるゝを待ち渭水に釣して其の行を潔く玄たるとき妻ハ之をなぐさめて其の志の成るを樂しまぜんとハせで反つて之を罵り之を辱しめて自ら去んとを乞ひ亦た前漢の朱買臣ハ家貧なれども大志ありて常に讀書を樂しみ山に柴を伐り市に出でゝ賣りて漸う生計を爲すあいだにも薪宜しくと唱へ傍らに書を誦したり妻ハ之となぐさめ之を助けてその志を成させんとはせぜ反つて之を罵り之を辱しめて自ら去んとを乞ひたり然るに太公望は后ち文王に用ひられて天下の宰相となり朱買臣ハ會稽の太守となりて錦と古郷に飾りたり其時兩妻たろかにも復らんとを望めども覆水ハ盆にかへらぜ空しく其の身を怨むとなれり又た彼のパリシーが陶器の白燒を發明せんとして日夜に辛苦し家産と悉く失ひて發明の試み燒に用ゆる薪をだも買ふ能はぜ机を毀ち椅子と折りて竈に燃す有樣となりたるとき妻ハ之をなぐさめ之を助けて夫の志を成させんとハせぜ反つて之を罵り之を辱しめて斯る愚ろかしき事に身代と無くそるよとて日夜につぶやきたり左れば后にパリシーの述べだる言葉よよりて當時同氏の心の中を察すれバ實に涙の落つべき話なり云く吾れ家の外に出でゝ試撿の爲めに竈に燃やせバ雨降り霧布きて吾が身を打ち家内に入りて息もんとすれバ妻と子とは吾が心を知らで吾と罵りたり万事如何ほどに苦しくとも妻子の罵り罵るほどに苦しきハなかりしとなり后に同氏が大發明を遂ぐるまでよく忍びて妻の不義を許せしところ幸なれ然らぜば此の妻ハとくにも去られて后年の榮譽を受くると能はざりしなるべし」此等は皆な夫を知らぜ夫を助けざりし婦人なり世にハかゝる人々のみあるにあらぜもとより貞女節婦の甚ど贊むべきもの亦た尠からずといへども實際にハ前に擧るおとき類ひを以て數多きとともるハ歎きても尚ほなげくべき有樣なり

嗚呼夫家を出でゝ世の悪魔と取引し心に逆ふと思に不快なるとのみ多かるとき只だ其心を淸よめ其の念をなぐさめて一日を安らかに送らそるハ家に歸りたる后の妻の言葉なるべし然るに若

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

し外に出でゝは不快多く家に歸りては妻も亦た吾をなぐさめず となれば夫の心は何處にゆきて平ならんいよ〳〵憂へて心を鬱するか若くは悪所に行きてやう〳〵に其の思を滿すとなるべし是れ夫たるものゝ身の爲にあらず妻たるものゝ益する所にあらず夫の志これより挫じけ一家の衰こゝに兆すべし然れば夫の妻を愛すべきは前号に於てたび〳〵述べたる通りなれば妻も亦たこれと共に夫を能く知ることを勉め夫の志を助け夫の憂苦をなぐさめ夫をして事業を爲すに勇進せしむるやう之を勵まし夫の一敗して落膽したるときは心を盡して之を慰さめ夫の運わしくして貧苦に陷るときは自ら安んじ甘んじて夫に苦勞せしむるなく夫をして如何に外には心を苦しむる所あらずとも内に歸りては心氣を快活よくして樂しみ安んぜしむるやうよもてなすべし是れ婦たるものゝ爲すべき當然の務なり若し此の務を爲さずんば假令ひ夫は如何に已を愛し已を同体の妻として遇するとも其の身は尚ほたゞ婢たるものゝ爲すべきとの外は爲さゞるもの也世の婦人令閨たるもの能く此の一事を心得その當に爲すべき義務を盡すことを怠る可らず

前号社説、女權保護の心得、につゞくべき條は余白なきに付き次号にゆづる

●新報

○繪草紙の道德　此頃ろ繪草紙屋の店さきに吊るして公けに賣りさばく繪草紙を見るに實に太甚しき醜体のさまを畫きたるものまゝこれあるを見るなり中よは裸体に湯巾一枚まとひたる安達原の畫あり男女淫りにこもを一つにせる光源氏の畫あり橋より飛び下るゝとき特更に股のあたりとあらはにさせたる某孝女と云へる畫あり御殿女中の淫らなる有樣を特更に示したる琳障院の畫あり其他女の裸体なる股とあらはにしたる男女の淫遊するさまなんどを示せる類ひいと〳〵多し此等は必竟淫を好む人〳〵の好みに應ずる悪筆に成れるものよて啻にかゝる人々の淫情を增さするのみならず方正の人と云へども之を見て心を動かし念を卑しくするもあるべく况してかゝるを遣ひ物などにして人へ送る有樣となられば尤も歎くべき極みありかゝる有樣を歐米の人に見せなば彼等は之を如何か云ふらん思ふよ車夫が少しく高く股をあらはすとも巡查は之をとがむべし况んや裸体をや况んや婦女は湯布一つにあるをや警察の行屆き精かなるやうに見えて然もあゝる有樣と畫きたる繪草帋の公けに賣捌かるゝと許し玉ふは少か當らぬ所ありと云ふべし當路は人よろしく茲に注意を垂れ玉ふべし吾人はかゝる繪草帋は公賣公看を禁止されんことを

切望するもの也

就て云ふ新聞紙上に掲げらるゝ圖書の如きも成るべく注意あらんことを切望す此頃高尚なる圖を紙面にあらわすことに勉めらるゝ新聞往々にして之れあるに至れりかゝる美風の尚ほひろく行われんとは吾人の尤も希ふところなり

○女氏の洋行　近來も婦人娘孃方にして洋行さるゝ美風をきくことしば〱なるが尚ほ道路の風評によれば下田歌子女氏にも年來の素志を貫かれて華族女學校の成るに至りたれど此の上事務の整理次第海外へ洋行さるゝ目途あらると云ひ又た三島警視總監の娘孃方にも同樣の志望あらせらるゝ由にきく何卒華族がたの姫君にも追々かゝる美大の目的を立てさせらるゝに至らんことを望むあり

○高等女學校　師範學校を離れて上野に別たれたる高等女學校は文部大臣の特に注意あらせられて盛んにさるゝ御見込の由なれば女學の隆盛となる望いよ〱多し且つきく所によれば所々の私學中より尤等の女生徒一二名づゝを擇ませ官費として同校に入らせらるゝ計畫もあるよしなり

○京都府立女學校　にて去月廿三日師範中學科の卒業證書を與へられたるは平井ツル、乃美アヤ、福田チヨ、森本アヤ、勝田ステ、桃園タチ、芳山ミワ、井戸モムの八女生又た裁縫科にては竹林トヨ、太田シゲ、三村マス、の三女氏刺繍科にて岡本ミチヨ、村田スミの二名なりしよしにて當日は尾越大書記官の祝詞もあり賞品を受けたる女生徒もありし趣あり

○明治女學校　は追々に盛大となり生徒は既に四十五名の多きに至り去る四日の小試驗までも今年中の課業書を早くも讀み了られたる人々のうちより上級へ登すべきものを試驗ありたるほどなりとぞ

○女學生徒賞與　新潟學校女子師範學部に於て此程施行せる前學期試業の際優等に付き賞與を得しは一等賞(恕代敎育論一册)第四級生吉川リウ、二等賞(古今集遠鏡壹部)第二級生新保シイ、全野口イク、第四級生宇佐美ハル、蒔田スミ、原田フク、中澤ハルの八名なり(二月廿四日新潟新聞)

○娼妓北行　今度三縣を廢して北海道廳を置かれ愈よ殖民拓地の事業を奬勵擴張さるゝに付ては當分諸税をも免除さるゝならんとの說あるより北海道の人氣殊に引立ち市在とも何となく景氣の立直りしを以て追々繁華にならんとの見込みにて頃日小樽港邊の貸坐敷主人は陸續上京して新鮮の娼妓雇入れに奔走中の由なるが二三年前まてハ當地にて相應に營業の出來しより何

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

れも北地行を厭ふが故前借金五六百圓ならでハ承諾する者なかりしが近來不景氣にして難澁の向多き爲めにや百圓乃至五十圓の前借金にて相應な別嬪が北地行と肯んぜる有樣なりと二月廿六日の報知新聞に見ゆ清潔の地をも尚ほ汚がすべき娼妓などのかく拔目もなく渡行するハ喜ぶべき報道に非ざる也

○視覺と裁縫との關係　先頃英國ナッチンハムの學校にて生徒千名斗りの視覺を調査せしに百名に付き三十七名ハ皆多少視覺を損せざるものなく殊に女兒ハ男子に比すれバ平均百分七だけ多かりしと云ふ是も多分薄暗き教室内にて裁縫を教授するに因るならんと同國の教育新聞に見えたり我邦にても從來細密なる裁縫ハ若き女子の視覺を害するとの説あり何卒學校衞生殊に採光に注意して此等の患を防ぎたきとなりと本年二月十五日發兌の教育報知に見ゆ

○女優の給料　佛國有名の女優パット婦人は去る二月の三日、六日、九日の間巴理のエデン劇場に聘せられ唱曲を奏せしが一日分の給金ハ五百磅なりしといふ(三月五日報知新聞)

○姙娠後離縁處分　下京三組戸長小泉浩助氏より京都府へ姙娠後離縁處分に就ての伺幷に指令ハ左の如しと二月廿六日の中外電報に見ゆ

第一　茲に乙家の女にして甲家戸主の妻に結婚姙娠となり其の後離縁に付實家へ復籍し五ヶ月を經過し子女を分娩するに依り甲家某の公生子女と乙家所轄の戸長へ報告するときハ必ず甲家へ入籍すべき正理と相心得可然哉

第二　前條の場合に於て假令離縁の際に如何なる甲乙兩家に確然乙家へ入籍する旨契約熟整有之と雖ども甲家へ一旦入籍し而後乙家へ送籍すべき正理と相心得可然哉

第三　前二條に反して直ちに乙家へ入籍して不阻ときハ必ず私生子女を以てすべきものに候哉

(指令)　第一甲家戸主より其戸長役場へ報告する義と心得べし第二伺の通第三前條指令により了解すべし

○藝妓取締規則に依る　近頃萩地方にハ游藝稼人其他の婦女が宴席に陪侍し歌舞音曲等恰も藝妓に等しき營業を爲し又三田尻地方にも追〻藝妓の營業を廢して更に遊藝稼ぎを業となし前同樣の營業を企る者あるとかに付き右等の者ハ矢張藝妓取締規則に依り處分せらるやに聞く(二月廿一日防長新聞)

○聘妓嚴禁　岐阜縣令が一度聘妓嚴禁の內諭をせられし以來同縣下にてハ官民の差別なく大半之を賛成同意する有樣にて猶妓の心痛一方ならぬ籍を移して故郷なる愛知縣名古屋へ皈るもの

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

多き由なるが名古屋にても同區長吉田錄在氏の發起にて同縣下の各郡長と相談し郡吏一同へハ勿論部内の重立たる商工者等へ聘妓厳禁の内達とか内諭とかをされたるゆゑ妓館の寥々酒樓の困難恐らくハ意想の外に出なるべし（二月廿八日中越新聞）

○奴婢解放令　前項にて既に賣官を廢せんとする朝鮮近頃の美談を掲げしが本年ハ歳首早早何ぞ斯る祥瑞の多きやと我々も得色にて尚又引續き筆を載する一報は奴婢解放令の一條にて此ハ是れ朝鮮開闢以來實に未曾有の大美擧と稱すべし今朝鮮奴婢の歷史を畧説せんに其由りて來る所極めて遠く即ち箕子八條の禁中○相○盗○者○男○没○入○爲○其○家○奴○女○爲○婢○欲○自○贖○者○人○五○十○万○と云へる原則に基き是より因襲して今日に至りたることとなるが其間數千年を歷治亂分合皆主賢君に随て其制の沿革も亦一ならずと雖も要するに一たび奴婢に落るときハ其子其孫世襲傳承して容易に良夫良婦なるを得ざ故に戯謔に奴婢ハ箕子の臣裔なりと云へる諺あり何となれば良民ハ時世に随て種族の變遷ありと雖も奴婢ハ歷代編籍して他族と混淆せざればなり彼の壬辰の役宣祖城を出で玉ふに及び亂民掌隷院と刑曹との二局を焚き奴婢文籍の大半を焼失せしかバ該籍に在りし奴婢の始て良民に還りしもの數万人ありしを以て宣祖ハ爲に無妄の德を得たりとて傳へて美談となす程なれバ兎に角文籍の有らん限りハ十世百世其範圍を脱すべからざる習慣法なりしに今茲正月二日 即ち我去五日を以て國王斷然奴婢解放の敎諭を下され公賤私賤並に皆一身を限り其子孫に追及せずと改定せられ尚ほ其没入の輕重賣買の制限及び贖賠の方法等一切の細目立案を漢城府に命ぜられ目下取調中なる由此公賤とハ即ち刑に觸れて官に没入せらるもれを云ひ私賤ハ即ち相互契約して賣買するものを云へり然るに右令の出るや否領議政沈舜澤氏にも即日傳來召使ひの奴婢を召出して暇を賜ひしに奴婢等ハ假令良民に還ればとて差向餬口の目途なきを以て尚ほ從前通り召使ひ下されたしと乞ひければ氏も早速其議を聽され仍て更に金百兩を渡し改めて今日より新に召使ふ段申付られたりとの風聞なるが其眞否を保せざれどもゟ流石領相丈に其用意感服なりとて人々皆稱し合へり是れ我明治の初年彼の藝娼妓解放の令と殆ど其揆を一にして而して其功は則ち迥に之に勝るべしと思はる（三月九日日々新聞）

○花簪の輸出　大坂府下東區松屋町の花簪商平田某方にてハ頃ろ頻に米國へ輸出の花簪を製造し居る由是は神戸在留の同國人より注文にて同國婦人帽子の飾りに挿むものゝ由（三月六日太平新報）

●叢話

○和歌の説

左ハ樂翁公の和歌の説なり友人某より借れたる同公文集の中より抄き出でゝ斯の道を學ぶ人々の覽に供ふ

ある御説にむかしの人の歌のまことゝ後の世の誠薄きをいひ玉ひたるに万葉集にくるしくもふりくるものか後の世の歌ハ皆ないひつめて人のよみ易く人のハやく知り得んとたゞ人の爲にころよみたれされバ皆いひつみて注解も皆おのれとあせりある人歌のみかハ詩とてもおなじ北風吹白雲万里渡河汾の二句にて暮秋旅行の意を見つべしさるにわれと注解して心緒逢搖落秋幹不可聞の二句をつけたるよて余情もなしといひたるむべさもあらむかしこれをもて古今の意を吟味して正すべし

万の事實の一つにわらざるなし光榮卿も歌ハ誠さへあれバその心の誠外へあらハれて歌となるとの玉ひしなり

光雄卿も歌は五七五七七の字を置かへあらたむるに十七返までハなやさるゝものなり二返三返にてよしと思ふもひがおとなりと後水尾帝の御諚もありしとて西行が駿河なるふじの烟と云ふ歌の五字おきかねて定家卿へたづねしが定歌も慈鎭へあろとゆづられし慈鎭せんかたなしといひけれバ本意あく立いでしあとよて風よなびくと慈鎭の吟ぜられしともいひき月の秋ハ名のみぞと云ふ歌も秋の月といひてハやひなし光廣卿も故郷と思へバころハへだてすめよもきが宿秋の夕ぐれとよまれてけるが遂によもぎふの宿秋の夕ぐれとかへられたり二つのあハれをかぞへしよていと深しつよけれバ初め終もつよく丸ければ丸く弱けれバよハくよむべきとれものゝふ矢なみつくろふの歌にわられ音するの亂るゝのとありてハとゝのハぬぞときゝける

今万葉集の歌のさまによむ人あり古人の意を得て古人の詞もてよめバ相應もすべしいなから人の京の言葉と俄にいふに同じくけものは冠着すなるたぐひなりいまやら新古今の風体をよむといふものあり三代集ともとゝしてころありぬべけれ巳達の特に花やかなると好みし玉ふハ論もなし

（未完）

○婦女高名鏡

此頃耐友船越氏より故人一夢齋小蝶の製したる婦女高名鏡なる一表を寄送ありたれバ次葉に掲げて讀者の一覽に供ふ表中洩れたるもあり消て字と誤れるもあるべし特に遊女妓人なぞをも貞烈の婦人恐多き皇后宮などゝ共にしたるは吾人の希ハざる所なれども只ゞ古今に高名なりし女表示すると云ふ迄に之を收むるとゝなれり又た表中の方々の畧傳は次號より續々載せ申さん

高名婦鑑

徳	年代	名
賢德	人皇十五代	神功皇后
貞實	允恭帝	衣通姫
孝義	寶龜年	當麻中將
博識	正歷年	紫式部
歌僊	承和年	小野小町
文雅	寛平年	伊勢
博文	正歷年	和泉式部
至孝	永正年	手枕周防
信者	建仁年	梅壺女院
容儀	天仁年	祇園女御
苦節	永歷年	常盤御前
貞操	文治年	靜御前

徳	年代
眞情	元曆
大勇	建仁
忠勇	共和
忠節	近世
名歌	承久
至孝	天曆
節操	不詳
貞潔	天智
婉情	治承
義感	同
貞操	建久
和學	治承
孝子	壽永
貞操	元久
貞義	昌承
德實	近世

鎌板伊淺伏將猿志皆佛大清宗畠染婢
倉柴門澤度磯盛盛山
賀岡殿女
娘浦娘
大額之之鶴御之妾重
如蛋今
之之之阿
姫加采虎湯保
藏滿夜
君女局局賀局女月姫前女姫谷妻后竹

行司

賢德　明智娘　細川忠興室
信義
忠孝　楠右近衛中將正成室
貞操　眞野娘　木村重成室

年寄

松下禪尼
尼將軍政子
准后三位局
椋橋龜菊

徳	年代	名
仁德	景行帝	乙橘姫尊
貞實	承和年	井筒姫
悟道	嘉祥年	檀林皇后
博識	長元年	清少納言
英智	同	小式部內侍
文歌	嘉祥年	伊勢大輔
博文	寛弘年	赤染衛門
名譽	長治年	沖石讃岐
貞節	承安年	小督局
容儀	延元年	勾當內侍
苦節	天養年	袈裟御前
勇烈	文治年	巴御前

徳	年代
賢操	欽明
義勇	舒明
節遂	元曆
貞操	建仁
名歌	承安
至孝	嘉祥
歌德	不詳
義潔	文治
貞節	治承
孝義	建仁
勇烈	天正
名歌	仁壽
忠義	永曆
貞操	永祿
貞義	同
容儀	延喜

松上典松待逸陸八淨白成業午武信二
浦毛霧勢奧嶋瑠拍田平藏州
侍島下王五條
佐野娘浦妹山
のの理子總郎
用形のの妙蛋守初秘貞中の
秘名侍仲采若御織の草世更
女妻局局從尼女松前妙娘姫女妻科后

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

泉三郎忠衡妻
佐藤四郎忠信妻
右大將道綱之母
儀同三司伊周母
佐藤三郎次信妻
仁田四郎忠常妻

勧進元
天平寶字　寶龜年中
光明皇后　井上皇后

節美容義義勇容幼貞名義愛孝貞即勇
操容儀感烈義儀孝烈書貞情子節詠烈

柴田勝家の室
岩成姫萬壽姫
官女菖蒲前
白拍子祇王
白拍子祇女
山吹御前
賢禮門院
高陽院の姫君
藤房卿の妾
大納言行成姫
紀貫之の娘
池田の遊女千壽
上總笠守孝女
高貞妻西臺
梶原景季の妻
清水太郎母堂

美貞貞節節至貞勇名貞節悟貞難英
能操烈節義操孝節烈書操義道烈題才

爲朝の室白縫
敦盛卿室玉依姫
手越の少將
遊女阿古屋
喜瀬川の龜菊
桔梗の前
景清娘人广呂
京極御息所
藤原田道の妻
狩野娘雪信女
瀬川采女妻菊
佐野常世妻
義濃千代野
後寛妻東家
鳥飼の白女
小野於通女

舞節舞勇舞詠曲舞貞詠孝誹孝名美煎美
妓義曲力手歌歌曲婦歌子諧子歌曲茶能

吉田の花子
足柄の山姥
島の千歳
伊勢大井子
山吹里腰女
祇園梶女
檜垣の老女
島守の袖女
照手の姫
三國の長谷川
一味齋の姉妹
秋色女
照田姫
島原の吉野
笠守於仙
三浦屋兵庫
子持揚卷

舞勇舞勇歌誹曲狂孝佛孝誹名美姿名美
狂力曲烈名諧舞言子道才諧妓容美妓能

多廣ヶ狂女
近江の兼女
和歌の前
山名氏清娘
江口の君
加賀の千代
姥捨の老女
出雲阿國
依田姫
室津の君
白石の姉妹
園女
乳守の地獄
三浦の高尾
三日月於仙
中万字勝山
猫の薄雲

藝歌書文歌容美名貞歌義節名忠孝

遊女奥州
小野寺の妻
大島蘿井女
白拍子武女
宮川の尼
神崎則休の母
久田拾女
扇屋夕霧
飯沼妻初花
祇園百合子
竹林の母
傾城玉菊
知惠內子
堀部の妻
富久與女

海内の名婦人此外數多御座候追々

美詩書文歌同書義文節美忠歌孝

遊女小紫
立花氏の女
益野の妻
荷田民子
鹽塚於松
倭文子
島原大橋
甲斐栗子
上毛一紅女
原氏の母
名妓誰也
山岡の妻女
仇世の辻君
孝子兼女

其もれたるを近刻書川そものなり

一夢齋　小蝶筆

○各國婦人の有樣（一）

婦女ハ子を產むと云ふ一つの性質あるより如何なる國、如何なる時代よても必らず男子よりハ力弱きものなり其うち特別の勇婦なきにハあらずと云へど天下の上より云ふときハ到底弱者の方に落つべきものなり斯て弱きを憫れむと云ふ情は世の余程開けたる后ならでハ起るまじき念なれバ文明の進まざる地即ち強弱を壓そることいよ／＼甚しき地にてハ婦女を憫れむの情も亦たます／＼薄きものなり西洋の學者が婦女の地位を見れば其國の開化如何ほどなりやてふ事を悟り得ると云へるも全く此の理あるゆゑなり故に今ま左に各國に行ハるゝ婦女の有樣を一々揭げ示し開化せざる國やど之をあしらふの殘酷なる趣を明にし我日本の文明開化を希ハるゝ男子にハ自ら顧みて婦女を優待するとの開進に欠く可らざる理を思ハせ上流に立ちて女權の擴張に熱心さるゝ貴女諸子にハ我國の婦女現今の有樣を察して如何ほど迄に我國の文明ハ進み居るやといふとを思ハせんとする也

第一　アウストラリヤ國の婦人

女ハ男子の情慾を滿し且つ子を產むの効能あり又た饑饉の時にハ食物となすに適そるものとて一種の家畜の如く思ハるゝ男子ハ狩りし又た戰ふを以て職業とそれバ女は其れ從者となりて子を負ひ又た此國にて財產とする薪火を荷ふ海岸よてハ貝類を漁るため水に入りあさると全く女の務なり男は此の貝類をあく迄で食ひたる后ち余れるを女に投げ與ふると恰かも犬に物とらする如き有樣なりされバ男の女の事を思ふは恰かも家畜若くは器物の事を思ふが如し絕えて愛情など云ふものなきなり宣敎師サルベード氏が此の地に遊びたるときに見たる實事と云ふをきけバ此の有樣を畧知し得べし

同氏かつて家の外に打ち合ふ響と女の泣き叫ぶ聲をきゝたれば何事ならんと驚き出でゝ見きバ七八人の女手に／＼棒をふりのざして叩き合ひ泣き叫び乍ら爭ふなり氏は驚きて其の中に制て入り之を止めんとそれど止る言葉の耳なんどに入る景狀にあらざよりて止を得ず棒をとりて尤もはげしく騷ぎ廻る女の肩を少しく叩きけれバやう／＼にして爭を止めけり然るに其の傍にハ三四の夫と見ゆる男等笑ひ乍ら之を見て平氣なる樣子なれバ氏ハ此時驚き見て彼等にいひけるハ

アー君等は其の妻君がかく必死となりて爭ふよ平氣よて分けんと爲し玉ハざるハ何事ぞ。彼等答ふ、女が喧嘩そるに誰が關係そべきや。勿論の事君等何故よ分ち玉ハざる。何に吾々とな吾等よハ何の關係もあらず。何んと言ひ玉ふ何よの關係もな

しとな若し妻君たちの一人よても死し玉ハヾ君等に關係なくして濟み申さんや。ナニ決して〳〵一人二人死したりとて吾等ハ外に千人もあるものを」と

かく斗り女を卑しみて器物の如く思ふなれバ夫死したる后ちハ三日目に其の兄弟かれ妻をとりて自分の財産とし又た女の年とりたるは食物のみを費すとて大抵追ひ出そより女に終をよくして死するハなしと云へり然れバ女に與ふる食物と犬に與ふる食物と何れか善きと問ふも判然とハ返事を爲すあたはぜ又た犬を食ひたるとき〻女と食ひたるとき〻食ひたる后に何れをか心に浮ませて思ひ出るやと問ふも是れ亦た明に答ふるものなからんかく迄に男も女をいやしみて殘酷に取扱ふことなり　（未了）

編者云く。讀者右の一段をよみて如何の感覺かある此等皆な吾等と同類の人間なり而して男子の殘酷なる女子のあはれあるーよ如此し吾人は道の早く行ハれてか〻る蠻民の速に開化せんとを希ふものなり

因に云ふ右はレトールノウと云へる人の書に見ゆるを譯したるあるが當今もうく女と食ふなど云へるとは止みたるものなれバ其心して見玉へ十五六年も昔ハ皆なかくありしと也

○西洋の女敎

西洋各國よてハ婦女に如何の道を敎ゆる乎かつても述べたる如く基督敎と云へる宗旨の道に隨て之を敎ゆるなり然るに男女同權と云へるもの〻あの國に行ハる〻ことと誤りたるより西洋よてハ女に氣儘を許そものと早合点し斯らんよハ寧ろ孔子の三從の敎へ釋迦の如夜叉〻の心得〻を以て娘孃に敎ゆるを可ありと承知する親達もあるハ尤も歎くべきとなり男女同權なんど云へるとハ固より彼の國に行ハる〻ことならねバ況して其の國にか〻る事を唱ふる敎などあるべきやうなし彼の基督敎よて云ふ所の女道にハ女ハたヾ夫に從ひ夫は女を愛すべしとの主義を出でざるとなり由りて今ま斯の敎に云ふ所の女道を示し西洋の女敎決して忌むべきものにあらぜ反て我國に一日も早く行ハらせたき理由多きとを示し參らそべし

基督敎にて用ゆる聖書の中に夫と婦との關係を述べたるところ少からぜ其の中より二三の條を抄き出さんに

婦なる者よ主に服ふ如く已の夫に服ふべし蓋キリスト敎會の首なる如く夫ハ婦の首なれバ也キリストハ身の救ひ主なり然バ敎會のキリストに服ふ如く婦も凡てのことを夫に服ふべし夫なるものよキリストの敎會を愛し其の爲に已を捨て給ひし如く爾曹も婦を愛そべし夫たるの婦を已の身となして愛そべし婦

を愛そる者ハ已を愛するなり已の身を惡むものハ曾てあると
なし之を保養ふことキリストの教會を保養ふが如し人は父
と母を離れ其の婦に配ひ二のもの一体になるべし爾等も各々
ろの婦を已の身となして愛そべし婦も夫を敬ふべし
婦なるものよ爾曹その夫に服ふべし若し敎に循ぞざる夫あら
バ敎ふ由らず婦の行に由りて服はん爾曹の裝飾ハ髮を辮み金
を掛けまた衣を着るか如き外面の粧飾にあらずたゞ心の内の
人すなハち懷ることなき柔和恬靜なる靈を以て粧飾とすべし
此の靈の粧飾そ神の前にて價貴きもの也昔し神に依り頼みし
聖婦も其夫に服ひて此の如く已を飾りたり夫たるものよ爾曹
も婦を遇ふこと弱き器の如くし理に循ひて之と同に居り之を
敬ふこと生命の恩を嗣くものゝ如くすべし
婦女そ恥を知りよく愼みて宜に合ふ衣よて自ら飾り髮をあむ
ことと金と眞珠と價貴き衣を以てかざりとせぞ善行を以てかざ
りとせんことを願ふ神を敬ふ女ハ如此すべきとなり婦女そ凡
てのことを順ひて靜に道を學ぶべしわれ婦の敎を施すことゝ男
の上に權を執るみとを許さぞ婦女ハ只だ安靜にすべし
基督敎に敎ゆる所の女道ハ大畧此の如しもとより彼の女を婢の
如く器の如く思ハそる孔子の敎とハ大なる相違ありと雖ども其
の要女に氣儘を許すにあらぞ本文にも見ゆる如く女ハ成るべく
靜かよして且つ夫に從ふべきものとして彼の男女同權なんぞ云
へる妄りの事を敎ゆるにあらず夫は一体として婦を愛し婦ハ首
として夫を敬ひ相愛相樂のうちに一生を送るべしと云ふことと
斯の敎の本願なり然れバ婦の他男よ通ぞるを禁ぞるハ勿論夫の
他の女に迷ふなどとも同樣の大罪とし姦淫として罰するとなり
世の親達及び娘樣方たゞ基督敎の名のみをきゝて妄りよ樂るこ
となく亦た西洋の女敎ハ氣儘を敎ゆるものと假り定めて樂ると
なく能く其の道に注意して敎ゆる所をきゝ玉ふべし吾人そ婦人
を導き婦人を敎へ日本婦人を改良する等の事ハ基督敎によらぞ
到底行はるまじきとを確信するもの也

●佳傳

○尼崎りや子の傳（二）

りやは頑是なくも母を慕ひ夜晝なき叫ぶ哀れさは外に見る目も
いぢらしき關根の夫婦ハそかしなだめて實子の如くいつくしみ
淚ながらに育て上げ十五の春を迎へし折或る日關根はりやに向
ひ和女ハ我等をバ生みの親と思ひしならんが實ハ吾等ハ和女の
親戚なり今をさると十二年極月のたしの末つ方岩淵傳內と云へ
る武士に和女の實父うたれ玉ひ母は怨に病みまづらひて翌年二

月はかなく〳〵此世を去られし其の以來今日までわざと押しかくして物がたりも爲ざりしが今は和女も年たけたれば事の本末かたるなり初を云へばかく〳〵にて傳内が和女の母に掛想して無体のふるまひしたるより云々にはからひ玉ひしより實父を殺して逃げ去るを追かけ乍ら傷負はせたる母の勇貞を感ずるまで事落もなく物語り母は和女の男子ならで家ともつがれぬ女子なれば不倶戴天の敵とはたづねて打つべき望もなしとかれこれ思ひ平ならず遂に果敢なくなり玉ひし終の期まで再三たび女を生みし我が不運と歎き乍らに死せしなんど始終をくはし

く語りければりやはきくより打おどろき倩てハ是迄御夫婦と逢の親御と存ぜしに思もよらぬ其の御ハなし定て幼き事なれバ聞き分もなく御無理を申し御困りなさせしこと多からん是を思へバ今さらに受し御恩ハ山より高く海より深きものなるを何時かハ報ひ参らせん夫に付ても母親が臨終の際に妾をバ男子ならぞと歎かれしハ此身にとりて如何斗り幾千層の怨ならんたとひ年月たてバとて草葉のかげに父母のさぞや無念に在ハすべしよしや女に生るゝとも兩親として非業の終を爲させたる岩淵傳内尙ほ生きて此の天が下にあらんに草をわけてたづね出し怨を晴らさで置くべきかと忽地かハる少女のありさま健氣と云ふも愚かなり關根ハいたく打ち驚き此ハ早りたる覺悟かな如何にも女の身を以て復讐のことを思ひ立ちしは此上もなき孝道にて冥途に在ハそ兩親はさぞかし悦び玉ハんが何を云ふにも年若の和女なれば暫く怨を咽んで讐の出るをまち天命來て岩淵の在家明となれるとき我等も一臂の力をそふべし先づ其れ迄ハ止りねと詞をつくして諫むれどりやハ聊か承け引かぞ其の御詞ハ我身をいとひて仰せ下さること有がたさ身に染て今更何と御答へ申さうやうなしされど既に我身に讐ありときゝでは一日も猶豫ならず假令ひ又返討るゝともそれハ天命の事あれバ今より厭ひハ仕らぞ是非とも此の儀を許し玉へと思ひつめたる一言に今ハ止めん術もなく關根ハ少しく考へたるが横手をハタと打ならし幸ひ此度び同僚の嶋村氏が出府なせバ御身を托して遣ハそべし江戸に至りて何處にもろの身を寄せて合間にハ太刀とるすべも心得られよ兎もあれ我ハ嶋村氏に面會し此儀を委頼し來らんとて衣裳を改むる最中に同氏ハ出立の時迫りたればとて關根方へ暇乞に來りしかバ始終の話とりやの志とをくハしく告げ何卒伴ひて登り玉へと賴みたるに嶋村某も特の外りやの志を感し早速承け引きたれバ俄かに出立の用意させあくる日なく／＼見送りて波止場の波も涙ちる丸龜城を出で立ちぬかくて播州に舟を着け東海道の旅の天孝女が怨恨のなげきをまし日數ふるまゝに恙なく江戸の都に着たりけりかくて芝の中やしきに多少の光陰を送る中旗下の士に永井永助と云へるハ眞影流の達人にて數多の門弟もあり八間四面の道場を設けて日々の稽古ハ怠りなくこの比ろ有名の人なりしが兼て嶋村とハ最と懇親の者なれバ出府をせしときくよりも永井ハ早速嶋村をたづね互に無事の挨拶了りて嶋村はりやを引合せ奉公口を賴ミしに永井ハ丁度我が方に下女一人入用なれバ是非抱へたしと望みけるよりやも大に打よろこび其日よりして永井の家に下女となり立働くに其身をいとハぞ又た合間に

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

ハ道場の稽古をなごめて余念もなく差しのぞくハ日々なれど初ハ誰も知るものなしされど后にハりやの立ふるまひ矢聲を上て立ちつ居つ働くさまの啻ならねバ今ハ家内の人々がりやと呼ぶハ更になく矢聲どんと綽名をつけあざけるものも多かりけるが此の事いつしか永井の耳に入りけり永井ハ何にもせよ不思儀の女と眼をつけられて居たりしが實際矢聲にたちはたらくを不思儀の至りと思ひつゝ或る日人なき折を見てりやを膝近く招きよせ猶も邊りに心をくバり拙者が其方を招きしも余の義にあらず此の頃其の方が立ち居につけ矢聲を上て働くのみか我家に來る初めより頻りに武術を好む樣子もとより好む道なるか又たその外に仔細あらバゑんりよに及バぬ物語れと永井の語にりやハ平伏須臾ことばもなかりしが漸やくにして頭をもたげ幼きとき父母とゝ岩淵傳内の爲に死したる事をもをちなく申したり四面陰く々として外に聲なく孝女貞烈の心胞怨にさくる如く見たりけり

（未完）

●寄書

○山田淳子の君の御まへにまをす　青山　雪の舎棋女

貴社女學雜誌第十五號に於て妾も束髪の効ありてふ事を述べおきしに同十七號寄書欄内へ山田淳子のきみより古き制まで引きて最も細々と教へこし賜へしかどゝ聊かうけがたき處あればねて申すになん其所以たるや同君には假令外國人と雜居はゆるさるゝとも家居髪の結ひ樣まで彼に習ふとはろれ心を得ず昔しそれハ天皇の御時云々とあれど其上いまだひらけざりし外國人のまひこしときハいざ知らず今や我國の有樣たる善きを取り惡きを去るにこゝろを込め上ハ諸の政事を始め奉り萬の事ハ皆な良きに進まざるもなし試みに論はんに昔の飛脚ハ今の郵便電信となり昔の籠ハ今の馬車や汽車ともなり其他是類ひ擧て數ふるに遑あらずかしこくも我明治天皇の位奉る　都會も中は彼の家居に移りなを日に月に彼れの風におもむくにあらずや今目のあたり斯くまで移り變り行くも尚我國ハ天津御神の御おきて幾萬世の末までも變らぬならんとは最もろのこゝろと得がたし都て便をとり不便を去り彼のよきをも取り行ふてこそ光りまばゆき日の本とも萬のくにの師ともならん然バ妾先きに彼れを習はんとせしも是のゆゑにて決て侮りを增すとハ思ひ侍らず又同君も束髪の心よきを知らバ進めずとも自から移りゆかんのみと云ハれしも妾の意ハ左にもべらず少しよても善きとしらバ勉めて是を世の姉妹に告げまゐらせて共に爽かなるもしり亦彼我れの侮を輕しめと防ぐのかたはしともなしたき心にありぬ「但し今の束

髮は四五日も其儘なでつけておくなり」とあれども是もまた過ちの甚しきならん抑も束髮の行はれしは第一衛生便利經濟等を原とせられし事なれど最學識ある上つ人もみなこのことに心を添へ賜ひし故にや今は遠き國々までにいたらぬ隈もなしとかや過る日某衛生會のとき彼の名ある大醫高木兼寛君の演説せられし寫しのありたれば左に掲て束髮の効し有るを示すの証しとやなさん

前畧余は本日時事新報廣告を見て感慨に堪へざるものあり（小川專助廣告）其文にいはく昨年夏頃束髮流行の風説あるや鳥渡御惑のかたも有之候處現今再び在來の髷に御回復なされ候云々と諸君はこれを見て如何なる感覺をなすや抑も束髮の盛んに行はるゝや衛生上及び經濟上に於て大に益あればなり然るに僅々未だ半年を過ぎずして已に退歩の兆ありとは果して何ぞや縱ひ日本服と用ゆるも束髮して妨げなし男子は頭髮を斷て日本服を用ゆるもの甚だ多きにあらずや婦人の束髮男子の散髮は頗る衛生に適するを以て余は大に贊成する處なり凡そ文明の風に梳り開化の雨に浴して身体を健康に保たんには勉めて舊慣を去り各國の制度を斟酌して其宜しきに從はざるべからず然るに大切なる衛生の事において其初は甚だこれを可なりとするも忽ちこれを廢するの多きを恨む今や我國に於て本府は勿論各地方に衛生會あり依て演説に討論に衣食住に改良の汲々たるも若し是等の論説として實際に行はれしむること只一時にのみ止るときは何の益かある斯の如くして衛生の盛大を望むはなほ木によつて魚を求むるが如し余は常に西洋人を賞贊して日本人を惡口すれども余も一箇の日本人なり決して偏癖の意あるにあらず是れたゞ杞憂の一なるのみ蓋し日本人は啻に衛生のことのみならず都て是の弊を免れず諸君は幸ひに心をこゝに用ひ苟くも衛生に有益なることは束髮なり服制なり世の風潮に連れて忽ち退くが如き輕擧なく益々衛生の完益を擴張せられんこと余の希望に堪へざるところなり

然れば日々結ぶも勿論勉めて清やかにすべくして大坂地方の如く四五日も其儘なでつけ置くなどとは束髮主意書には見えず況て亂れ髮のために嫁しづくのさはりどもならんとはいと憂れはしき限りになん侍りぬ君は諸人の師とも仰がれたまふやに見受まつれば人の善きをばまねばづして惡きを取る今の乙女子を捨置きたまはで國のため姉妹の爲め勉めて善きに導びき賜はんことをこそ願はしけれといやしき身をもかへりみず貴き君のおまへに申すも國へ盡し姉妹につくすの眞心となんおぼしめされよ
穴賢

●問答

○白拍子の答(二十)　白拍子といふハ遊女なり是ハ鳥羽院の御ときに島の千歳和歌の前といふ二人の女舞出しけるとなり始めは水干に立ゑぼしを着て白鞘巻を(銀作りれさや巻なり)さして舞けれバ男舞とぞ申しける然るを中比よりゑぼしをばのけて水干バかり着て舞けるよし平家物語に見えたり水干ハ多くハ白色を用ゆる物なれバかの島の千歳和歌の前の着たる水干も白のりしによりて白拍子と名付たるなるべし朗詠集にある詩歌などをうたひ舞ふものなり今も猿樂の能に白拍子ハ形をして舞ふとあり古へハ白拍子ハ躰を昔よりまなひ來りたる物なり云々貞丈雜記に見ゆ(淺草。松井花子)

○入道の答(廿一)　女とも入道と云ふと源氏物語に見へたり入道とハ佛道に入りたる人を云ふも又尼をも入道と云ふなりたゞ男のみにあらぞ(信濃。中西くめ女)

○くしかうがいをさす問(廿二)女の髪にくしかうがいをさす事ハ何れのころより始まりしものか又た何んの爲めにさすわ〻なるか御敎示くだされたし(東京。井上うの)

○猶子の問(廿三)　猶子。冠者。女房。部屋人。以上四名の字義を說明わらんとを乞ふ(秋田。六久保於擧根)

廣告

○小學敎文雜誌　大形美製　一册二十頁　每月三回發兌　定價一册四錢

欄ヲ分チテ三トナス曰ク文話曰ク文英曰ク文範文話ハ唐宋諸家ハ固ヨリ論ナク吾邦先輩ニ至ルマデ苟モ作文賦詩ヲ資スル者ハ一切網羅シテ遺ス所ナシ文英ハ江湖青年諸君ノ文詩歌ヲ掲載シ之ヲ改竄シ之ヲ批評シテ一ノ餘蘊ナカラシム文範ハ和漢古今ノ鴻儒碩學ノ文詩ヲ登錄シ一々文法詩格ヲ講明シテ作文賦詩ノ要ヲ知ラシム加之時々歐文ヲ掲ゲ之ニ和譯ヲ施シテ譯文ノ要ヲ領得セシム又連月文詩歌ノ題ヲ課シ遍ク諸君ヲシテ之ヲ作爲セシメ其優等ノ者ヘハ無料ニテ壹部宛拜呈ス其編輯ノ精選ナル改竄ノ懇到ナル實ニ文海ノ指針文山ノ一杖トモ謂フベキ好書ナリ

本紙代價表

部數	本誌郵税價	郵券代用
五部	二十四錢	二十六錢
十部	四十七錢	五十二錢
二十部	九十錢	壹圓
三十部	壹圓三十錢	一圓四十三錢
壹年卅六部	壹圓五拾錢	一圓六十五錢

廣告一行代價

一行十九字詰	一日	二日以上五日迄	六日以上
自一行至十行	五錢	三錢	二錢五厘
自十一行至卅行	四錢	二錢五厘	二錢
卅一行以上	三錢五厘	二錢	一錢七厘

發兌　東京馬喰町貳丁目　興文社

○文章添削

○漢文一篇拾錢但シ六百字迄ノコト六百字以上百字每ニ壹錢宛増加○假名文ハ漢文ノ半額トス

添削料郵便切手代用ナラバ壹割増但シ一錢切手ノコト

添削者　東京本郷弓町壹丁目廿番地　近藤淡水

兼テ郵便端書ヲ以テ御催促仕候女學雜誌代金未ダ御廻送ナキ向モ有之甚ダ困却仕候間何卒至急御送付奉希上候以上

女學雜誌社會計部謹告

教育雜誌

明治十九年三月十日第一號發兌　發行毎月二回　定價一部五錢郵税一錢

本誌ハ青年學生ノ智力ヲ誘掖シ其才氣ヲ練磨シ以テ社會ノ教育ニ益セシコトヲ目的トスル者ニテ其記載ノ種目ハ第一論説（教育ニ關スル記者ノ意見）第二官令摘錄（教育學事ニ關スル内閣各省廳及ヒ東京府ノ布告達令摘要）第三中外雜報（全上内外ノ新聞奇事諸雜報）第四高名學士（傳内外古今哲人學士ノ傳記）第五博物圖解（動植物及ヒ礦物ノ圖ヲ掲ケ其性質功用ヲ解説ス）第六寓言隱語（智力ノ發達ヲ助ケ兼テ修身處世ニ裨益スル者ヲ撰錄ス）第七教育叢話（修身讀書作文習字地理天文歴史算術理學化學音樂禮節裁縫體操遊戲等ニ關スル有益ナル談話ヲ錄集ス）第八古今格言（中外古今哲人達士ノ格言ヲ鈔錄ス）第九忠愛美談（全上國家ニ忠愛ヲ盡シタル義人烈士ノ言行事跡ヲ載錄ス）第十農工一斑（花卉穀菜培養法家畜飼養法及ヒ日用諸物製法其他簡單ナル農工事項ヲ掲載ス）第十一羅馬字談（羅馬字ニテ教育ニ益アル談話ヲ記シ之レニ假名ヲ附シテ羅馬字ヲ學フノ階梯トス）第十二英學獨修（英文ニ和語ヲ傍記シテ其讀方ヲ示シ又ハ英文ヲ和譯シ和文ヲ英譯シ及ヒ文法ノ譯解等ヲ掲ケ以テ英書自修ノ便利トス）第十三詞華摘蘂（和歌誹句等ノ世教ニ益アルモノヲ載錄ス）第十四隨感隨錄（古今ノ逸事奇聞等ニシテ教育學事ニ關スルモノヲ登載ス）第十五文海詩林（先輩ノ名篇傑作ニシテ後學ノ作例トナルヘキ詩賦文章及ヒ青年學生ヨリ投寄ノ詩文ニ批評ヲ加ヘタルモノヲ掲載ス）第十六詩文講解（詩ハ唐詩文ハ專ラ古文ヲ講釋ス）第十七寄書（教育ニ關スル投寄ノ論説）第十八復文例選（經傳諸子中ヨリ古文一二節ヲ鈔出シ之ヲ假名ニテ直記シ以テ初學復文ノ入門トス）第十九教育日誌（社會教育ニ關スル最モ要用ノ事項ヲ日誌トシ他日累載ノ後教育沿革ノ參考ニ供ス）第二十廣告（教育ニ關スル書籍出板ノ報告及ヒ學術用器械販賣ノ公告等ノ二十門ニシテ特ニ毎號名家ノ書畫及ヒ器物ノ模形等ヲ插入シ以テ青年學生ニ美術ヲ喜ヒ之ヲ學ハント欲スルノ思念ヲ感起セシム世ノ男兒タリ女子タルニ拘ハラス苟モ志ヲ學事ニ傾クル者ノ必讀スヘキ完全ノ良雜誌ナリ

本誌ハ前金ノ外一切遞送セス又タ廿回以上前金拂込ニテ購讀セラルヽ向ニ限リ全國中遞送無料トス

發行所　東京神田區淡路町一丁目一番地　**贊育社**

社告

●本社ハ前金御拂込なき間ハ雜誌發送不仕候間御注文の節ハ必ず代價郵税共御送付可被下候●郵便切手代用ハ堅く御斷り申上候但し實際不便不得止の地に限り一錢郵劵一割増にて御送金可被下候●爲替ハ東京本郷郵便局へ向け御振込被下其爲替劵を弊社に送付可被下候●通運便を以て御送金の節ハ通運賃ハ勿論同會社より弊社への配達料（壹錢）とも御拂濟き可被下候●詩文和歌發句等の原稿御投寄の節ハ作者の國郡町村姓名等明細に御記入可被下候

女學雜誌代價郵税表（府内無遞送料）

毎月五の日發

一冊	正價金四錢	郵税一錢	合計現金五錢
十冊	前金卅八錢	同十錢	合計前金四十八錢
廿冊	同七十錢	同廿錢	合計前金九十錢
卅冊	同壹圓	同卅錢	合計前金壹圓卅錢

廣告正價表

但廿八字詰

一行一回掲出		前金五錢
同　三回以上	同	一割引
同　六回以上	同	二割引

女學雜誌賣捌所

東京神田區淡路町（大賣捌）	巖々堂
東京神田區雉子町	團々社支店
同　日本橋區新葭町	頁明堂
同　日本橋區馬喰町二丁目	自由堂
同　京橋區木挽町壹丁目	萬字堂
同　京橋區銀座二丁目	山口福松
同　京橋區元數寄屋町一丁目	東海堂
同　本郷區元富士町	盛春堂
同　本郷區春木町二丁目	解明堂
同　牛込區肴町	活神堂
大坂備後町四丁目	岡島支店
東京芝西久保櫻川町（支局）	萬春堂

發行所　本局　東京本郷區弓町壹丁目廿番地　**女學雜誌社**

持主兼印刷人　瀧田正義

編輯人　近藤賢三

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY